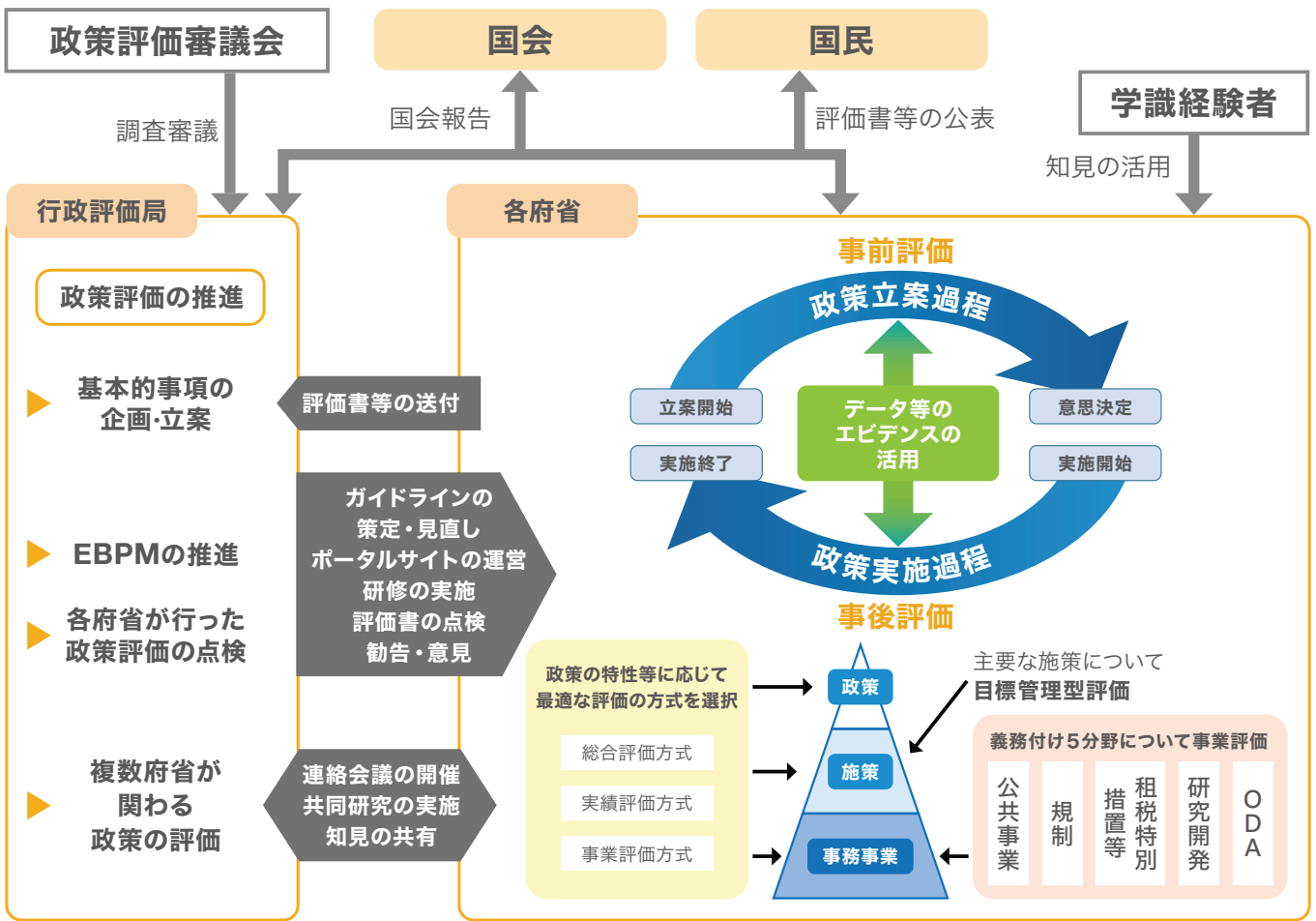


2. 政策評価の推進

○ 政策評価とは

政策評価は、政策が国民のために十分に役立っているかどうか、担当府省が自らその効果を把握・分析するものです。評価結果は、政策の見直しや新しい政策の企画・立案に役立てられます。行政評価局は、政策評価の質を向上させるため、制度の基本的事項の企画・立案やEBPMの推進、政策評価の点検などに取り組んでいます。また、複数府省が関わる政策の評価も実施しています。

- 目的**
- 効果的かつ効率的な行政の推進
 - 政府の諸活動についての国民への説明責任の徹底



政策評価ポータルサイト

各府省が実施する政策評価や行政評価局が実施するその点検、また実証的共同研究(詳しくは7ページ)などの情報を見ることができます。

政策評価 検索



府省名をクリックすると、詳細な資料が見られるよ!



ひょうちゃん (政策評価マスコット)

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

○ EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の推進

内閣官房の取組

政府全体のEBPMの取組を推進

- ① 行政改革推進本部事務局（行政事業レビュー）
- ② 各府省の責任者等で構成するEBPM推進委員会

総務省行政評価局の取組

政策評価を推進する立場から、各府省のEBPMの実践を後押しし、EBPMの考え方を活用した政策評価の質の向上を図る。

① 政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究

Q. 実証的共同研究とは何ですか？

A. 関係府省、学識経験者及び総務省が連携して、**政策効果の把握・分析手法を研究する取組**です。
これにより関係府省の政策改善を支援するとともに、**得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押し**しています。

Q. そもそもなぜ、行政評価局ではEBPMに取り組んでいるのでしょうか？

A. 政策評価は、**政策の効果をデータなどを用いて把握・分析し、その有効性を評価し、政策の立案や改善に活用していく取組**であり、それはまさに**EBPMを実践していくことと同じ**だからです。

Q. これまでどのくらい研究を行ってきたのでしょうか？

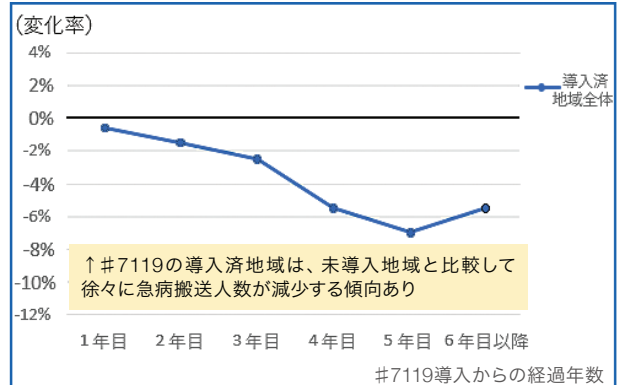
A. 平成30年度から始めて、令和3年度時点で**11府省延べ11件**について実施しました。

※ 「実証的共同研究」の詳細は6ページに記載のポータルサイトをご覧ください。

【例】令和2年度には、「#7119（救急安心センター事業）の導入効果」について研究を行いました。

- ◆ 救急車を呼んだ方が良いか判断に迷うときに、専門家に電話相談できる「#7119」サービスについて、全国展開に向けて、導入の効果を検証しました。
- ◆ 総務省消防庁が保有するデータの定量的な分析やアンケート調査等により、導入済地域と未導入地域を比較・分析しました。
- ◆ #7119の導入効果が確認されるとともに、今後の施策の展開に向けて、導入から日の浅い地域等では認知度の向上を図ることが重要、などの示唆が得られました。

10万人当たり急病救急搬送人員数に対する#7119導入の影響



② 各府省の政策評価担当者等に対する研修

政策評価担当者等の資質の向上を図るため、EBPMの考え方や実践などについて、有識者による講義や演習を実施しています。



講義型研修（オンライン開催）



演習型研修

○ 政策評価の点検

行政評価局では、各行政機関が実施する政策評価が客観的で適正なものになるよう、点検を行っています。租税特別措置等、規制、公共事業の3分野について、評価書のチェックを行い、不十分な点があれば指摘して、改善を求めます。

租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等は、特定の政策目的の実現に向けて、事業者の税負担を軽減することなどにより、経済活動を誘導するために設けられる措置です。各府省では、それぞれの措置の利用の実態や効果を明らかにし、措置の新設や見直しを適切に行うため、毎年度の税制の見直しの際に政策評価を実施しています。

各府省による政策評価の実施例

● **措置概要**：海外で事業を行う企業に対して、事業失敗等によるリスクに備えるための資金を積み立てた場合に税負担を軽減する措置。

● **政策評価の主な内容(事前評価)** ※過去の事例を基に作成したイメージ図

①措置の利用を通じての目標は？

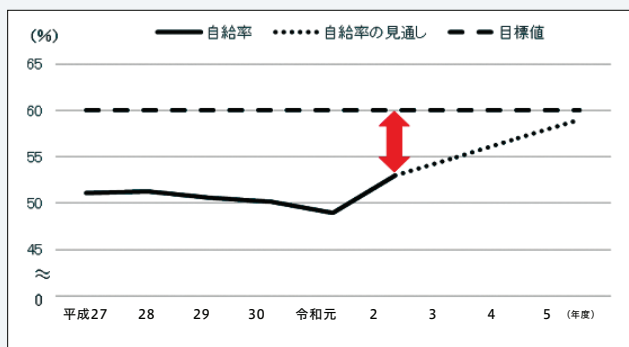
自主資源の輸入を促進する(測定指標として、「特定の資源の自給率を措置の期限までに60%以上に引き上げる」を設定)

②措置の利用状況は？

措置が適用された件数、適用が見込まれる件数

年度	平成30	令和1	2	3 (見込み)	4 (見込み)	5 (見込み)
適用件数	46	42	45	44	45	45

③措置の効果(①の目標の実現状況)は？



- 令和2年度においても達成できていないが、その原因は？
- 租税特別措置等を引き続き実施する必要性は？

評価書において分析・説明

行政評価局による点検の観点

各府省が行った政策評価について、措置の効果を検証するために適切な目標が設定されているか、措置の利用状況や効果が根拠とともに定量的に示されているかなどの観点から、点検を実施しています。

規制に係る政策評価

規制は、国民の生命・財産の確保、環境保護等の一定の目的達成のために、国民の権利を制限し、又は義務を課すものです。各府省では、規制を新設・改廃する際、あらかじめその効果や費用などを分析し、課題を解決するために規制が最善の手段であることを明らかにする事前評価を行い、一定期間経過後に、実際の効果等を検証する事後評価を実施しています。

各府省による政策評価の実施例

- **規制概要**：特殊肥料（堆肥・炭・灰等）同士を配合した肥料を特殊肥料として指定するとともに、当該配合肥料の成分等に関する品質表示基準を定める。
- **政策評価の主な内容（事前評価）**

費用（総額）：約210万円

<国民や事業者が負担する費用（遵守費用）>

・約181万円

⇒成分含有量等の品質表示基準を遵守するための費用

<各行政機関が負担する費用（行政費用）>

・約26万円

⇒新規に届出される肥料の監督に要する費用

<間接的影響>

いわゆる「土づくり」が進み、生産量や品質向上が期待



効果（総額）：約31.5億円

<見込まれる効果>

・約1.1億円

⇒施肥に係る作業の省力化や生産費の抑制

・約30.4億円

⇒化学肥料を用いた場合と比べて抑制される生産費



行政評価局による点検の観点

各府省が実施した政策評価について、規制の必要性が論理的に説明されているか、特に、規制によって発生する効果や費用が数値などで分かりやすく説明されているかなどの観点から、点検を実施しています。上記のような費用や効果が分かりやすく説明されている事例を各府省に共有しています。

公共事業に係る政策評価

公共事業は、ダムや道路などの公共施設の整備等を行うものです。国民生活や社会経済に与える影響が大きく、また、その実施には多額の費用を伴うことから、各府省では、公共事業の実施や見直しを的確に判断するため、事業の必要性、効率性などについて、事前・事後に評価を実施しています。

各府省による政策評価の実施例

- **事業概要**：水道施設を新設する事業。とある地域で…

事業開始

生活用水を地下水に依存
(水量が天候に左右される)

トイレの水洗化等により、
水の需要が増加する見込み



水道施設を新設する
事業を開始

状況の変化

○ **上水道への切替えが進まない**：水道が整備されても、住民が地下水を利用している

○ **地域の状況が変化**：地域の人口は、当初の予測よりも減少傾向

- **政策評価の主な内容（事後評価）**

政策評価

事業中止

事業を
続けるか
検討

①水道整備の必要性は？



すぐに上水道を
使う住人は少ない

(未整備地域の住民へのアンケート調査結果)

②費用と効果のバランスは？



費用に見合う効果が
得られない

(アンケート調査結果などを踏まえて再計算)

行政評価局による点検の観点

各府省が実施した政策評価について、費用や効果の算定根拠は明らかにされているか、分析内容は妥当かなどの観点から、点検を実施しています。